



厚生文化会館登録団体のご案内

厚生文化会館では、地域の皆様が行う文化活動等を支援するため、団体登録制度を設けています。団体登録された団体の集会室使用料は2分の1に減額されます。

1 団体登録の要件

つぎの(1)から(4)までの要件をすべて満たしている団体は登録することができます。

- (1) 文化活動または地域活動を行う団体であること。
- (2) 団体の構成員が5名以上で、かつ、構成員の半数以上が厚生文化会館を中心として概ね700m以内の圏内に居住し、勤務し、または通学していること。
- (3) 団体の代表者が、区内に居住し、勤務し、または通学していること。
- (4) 営利行為をしていないこと。(会費等の名目で、会の維持運営に必要な額以上の金額を徴収している場合も含まれます。)

2 団体登録の申請

登録を希望する団体は、所定の申請書につぎの書類を添えて、窓口へ提出してください。

受付時間は、月～土曜日の午前9時～午後5時です。(日・祝休日は受付できません)

- (1) 規約等
- (2) 構成員名簿および役員名簿
- (3) 会費等を徴収している団体は決算書。ただし、新しく結成した団体は予算書
- (4) その他、必要と認める書類

3 団体登録証の交付

会館で登録を認めた場合は、「団体登録証」をお渡しします。

登録証を紛失したり、破損したときは、すぐに届け出てください。

登録証は2年ごとに更新します。更新手続きには、新規申請と同じく、上の(1)から(4)までの書類が必要です。

登録の要件を満たさなくなった団体は、期間内でも登録を取り消します。

4 団体の変更・解散の届け

つぎの(1)から(4)までの事項に該当する場合には、すみやかに届け出てください。

- (1) 団体の名称または代表者を変更したとき。
- (2) 団体の規約等を改正したとき。
- (3) 団体の構成員が3割以上変更したとき。
- (4) 団体が解散したとき。

【お問い合わせ】 厚生文化会館 (3 9 9 1 - 3 0 8 0)